

日バス協業第500号
令和3年12月23日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について」の細部取扱いについて」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理に
ついて」の細部取扱いについて」(平成14年1月31日付け国自旅第163号)
の一部改正について、令和3年12月22日付けで国土交通省自動車局旅客課
長より通達がありました。

貴協会において、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よ
ろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 泉・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016